

事業者のみなさまへ

事業系ごみの適正処理と 減量化・資源化について



「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条において定められています。

また、「事業者は事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、その減量化に努めなければならない。」と白井市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例第5条第2項において定められています。

ごみの適正処理と減量化について、このパンフレットを参考に適切に実施しましょう。

令和5年8月

白井市環境課

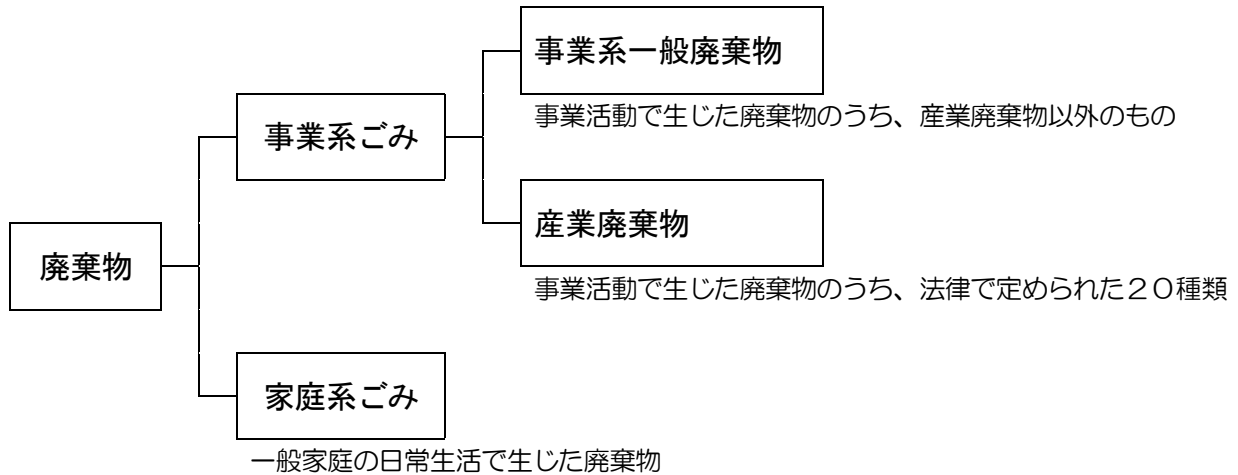
事業系ごみ（事務所から発生するごみ）とは

ごみは大きく分けて「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」に分類されます。

「家庭系ごみ」とは、一般家庭の日常生活から生じたごみで、「事業系ごみ」とは、事業活動から生じたごみをいいます。

さらに、事業系ごみは「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されます。

「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に定められた燃え殻やがれき類など20種類の廃棄物をいい、「事業系一般廃棄物」は「産業廃棄物」に該当しないすべての事業系ごみをいいます。



【産業廃棄物の種類】

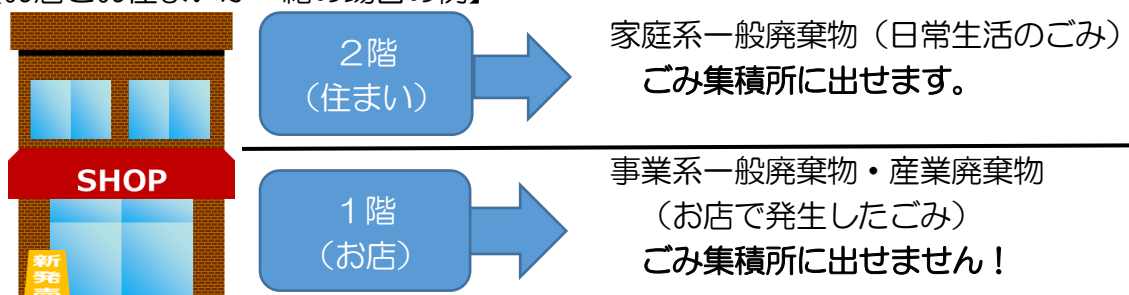
①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦紙くず ⑧木くず ⑨繊維くず ⑩動植物残渣 ⑪動物系固形不要物 ⑫ゴムくず ⑬金属くず ⑭ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず ⑮鋳さい ⑯がれき類 ⑰家畜のふん尿 ⑱家畜の死体 ⑲ばいじん ⑳上記に掲げる産業廃棄物を処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの ※太字は業種指定があります

事業系ごみの適正処理

ごみとして排出する場合は、自らの責任で処理することになりますが、事業系一般廃棄物の処理には、次ページの2つの方法があります。

※事業系ごみ（事業系一般廃棄物、産業廃棄物）は、家庭ごみの集積場所であるごみ集積所に出すことはできません！

【お店とお住まいが一緒の場合の例】



①【許可業者に収集を依頼する方法】

市が許可した収集運搬許可業者に委託する。※下記許可業者一覧を参照してください。

白井市一般廃棄物収集運搬許可業者一覧 (50音順)

業者名	住所	電話番号	備考
1 (有)大久保清掃	白井市根1793	047-492-0120	可燃・不燃・粗大・し尿・浄化槽汚泥・特定家庭用機器・家庭系パソコン
2 (有)白井環境サービス	白井市富塚855-4	047-492-0769	可燃・不燃・粗大・浄化槽汚泥・特定家庭用機器・家庭系パソコン
3 (有)白井清掃	白井市富塚729	047-492-0768	可燃・不燃・粗大・し尿・浄化槽汚泥・特定家庭用機器・家庭系パソコン
4 都市環境サービス(株)	白井市中111-5	047-491-4751	可燃・不燃・粗大
5 山口清掃(有)	白井市折立620-3	047-491-1845	可燃・不燃・粗大・特定家庭用機器
6 (株)丸幸	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷8-1-33	047-443-0903	可燃・不燃・粗大(積替・保管を除く)

※産業廃棄物は、千葉県の許可を受けた専門業者に処理委託してください。

(お問い合わせ先) 千葉県産業廃棄物処理業協同組合 043-248-2773

②【事業者自ら印西クリーンセンターに搬入する方法】

※搬入できる種類は、紙くず、木くず、繊維くずです。

処理手数料(10kg270円)が必要になります。

搬入時間 月曜日～金曜日 午前9時～正午 午後1時～午後4時まで

土曜日 午前9時～正午まで

日曜日 休み

(お問い合わせ先) 印西クリーンセンター業務班

TEL 0476-46-2732

住所 印西市大塚 1-1-1

ごみは法令等に則り、適正に処理してください

不法投棄は犯罪です！！

ごみをみだりに道路や空地に捨てることは法律で禁止されています。違反者には5年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金、又はその併科に処されます。

野外焼却は犯罪です！！

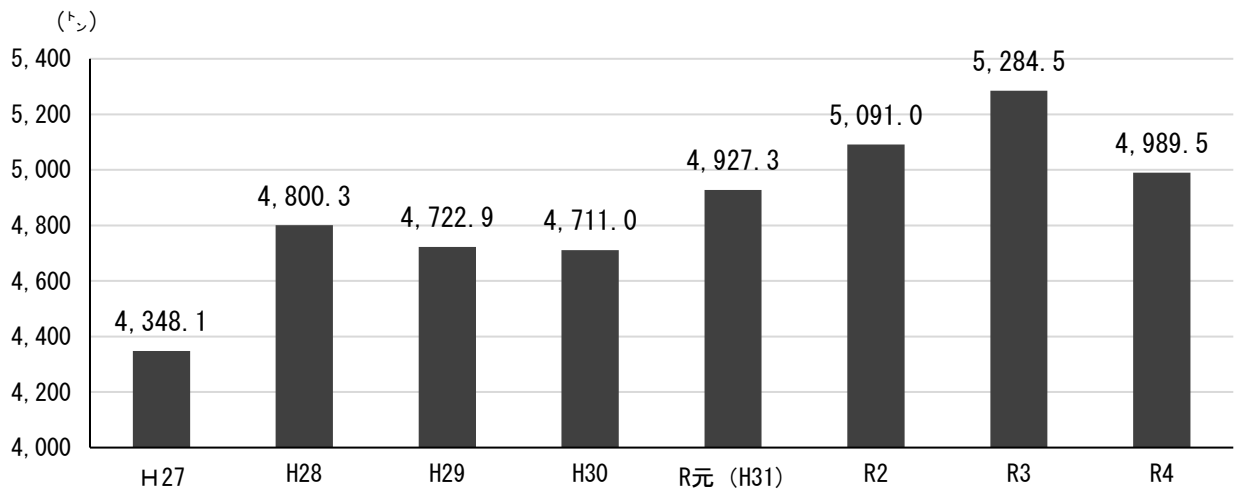
ごみを野外や簡易焼却炉で燃焼することは一部の例外を除き法律で禁止されています。違反者には5年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金、又はその併科に処されます。

事業系ごみの減量と資源化にご協力を

白井市から印西クリーンセンターに搬入されるごみの約3割が事業系ごみです。この事業系ごみには、古紙など貴重な資源になるものが多く含まれています。限りある資源を大切に使い、かけがえのない環境を守るために、事業系ごみの減量と資源化の推進にご協力ください。

また、ごみを減らし、リサイクルを進めていくことは、事業所全体にもごみ処理費用の削減、イメージアップなど様々なメリットがあります。

事業系可燃ごみ量の推移



ごみを発生させない努力をしましょう (Reduce・Reuse)

(1) 事業所全体で取り組もう

大きな効果を上げるためには、事業所全体で取り組むことが大切です。



(2) 飲食店などは「食品ロス」の削減、水切りの徹底で生ごみの減量に取り組もう

日本では、まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」が、年間に約646万トン（平成27年度推計）発生しており、その運搬や焼却には、多大な労力と費用がかかっています。大切な食料を無駄にしないためにも、また不要なごみを減らすためにも取り組める工夫を考えてみよう。

a) メニューの設定を多様なものに変更してみよう

- 「大、中、小」「L、M、S」などメニューの設定をする。
- ご飯や麺類などの一杯目を減らす代わりに「おかわり」や「替え玉」を無料にする。
- 小盛にした場合割引を実施する。
- 客の好き嫌いや食べたい量を注文時に確認して料理を提供する。

b) 食べ残しの持ち帰り希望者への要望に対応しましょう

- 希望者へ消費期限等の説明をした上で持ち帰り可能な食品については提供する。
- 「持ち帰りが可能です」と店内案内を実施する。
- 持ち帰り容器を設置する。

※水切りの徹底について

飲食店では、流し台に三角コーナー等を設置し、生ごみの「水切り」を徹底しましょう。また、コンビニエンスストアなどにおいて、お客さんに提供するカップ麺のお湯のスープの残り汁などの廃棄について、水切りザルと汁受けバケツを置くなど「水切り」ができるように対応してください。

(3) 1人でもできることから始めよう

効果的にごみの排出量を減らすためには、事業所全体の協力が必要です。そのためには従業員一人ひとりがごみを減らそうとする意識を持ち、行動に移すことが大切です。まずはできることから始めましょう。

【取り組み例】




リサイクルしましょう (Recycle)

ごみの中には、資源として再利用できるものがたくさんあります。限りある資源を大切に使い、かけがえのない環境を守るためにリサイクルを推進しましょう。

(1) 紙ごみのリサイクル

a) 現在の紙類の種類と量を調べてみましょう

基本的な分別

					
新聞	雑誌 (カタログ) グ・雑がみ	段ボール	紙パック	紙製容器包装 (上記マ ークがついているもの)	OA用紙

b) 紙類の引取先を先を見つけましょう

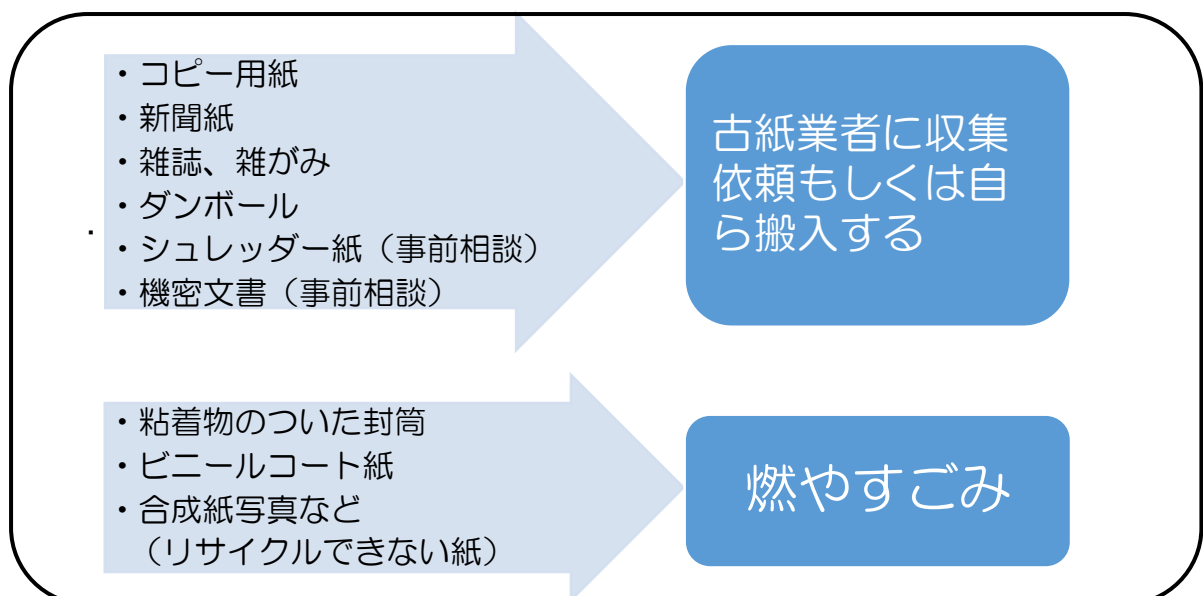
紙類の資源回収業者等に引き渡しましょう。なお、どこに依頼したらいいかわからないときは、下記一覧を参考にしてください。

業者名	住所	電話番号
(株) 佐久間 白井リサイクルセンター	平塚 2761-10	498-3123
(有) 白井清掃	富塚 729	492-0768
(株) 丸幸 白井工場	神々廻 1608-1	492-4899

c) 紙類をさらに種類ごとに分けましょう

「新聞」「雑誌」「雑がみ」「段ボール」「紙パック」等に分けましょう

●リサイクル方法



(2) 生ごみのリサイクル

飲食店や食品加工業者で最も多いごみは生ごみです。生ごみの減量・リサイクルに取り組みましょう。

●リサイクル方法

①生ごみや食品残さは水切りをしっかりと行ってください。(これだけでもごみの減量になります)

②リサイクル業者等に処理を依頼する

もしくは

生ごみ処理容器等を利用し、自己処理による減量やリサイクルをする。

【食品リサイクル法】

食品製造業、加工業、卸売業、飲食店などの食品関連事業者は、食品リサイクル法により「発生抑制」、「再生利用」及び減量に努めなければならないこととなっております。

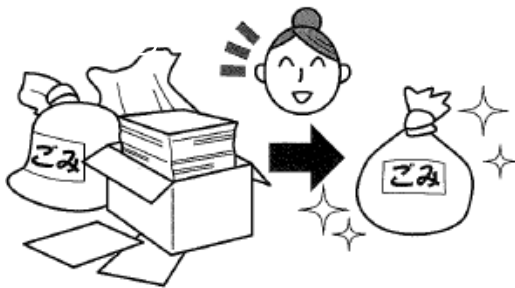
リサイクルに取り組むことのメリット

①イメージアップ



地球環境問題に関心が高まっているいま、ごみ減量やリサイクルを推進し、環境に配慮した事業活動は企業のイメージアップにつながります。

②コストの削減



ごみとして排出していたものをリサイクルすることで、ごみ処理に係るコストの削減が図れます。

③職場の効率化



ごみを出さない職場や製品づくりを目指すことで、従業員のごみに対する意識が高まり、職場の効率化が図られます。

多量排出事業者の方へ

【多量排出事業者】

1. 延べ床面積が3,000平方メートル以上の建築物を所有し、又は占有する事業者
2. 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗を所有し、又は占有する事業者

市では、事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進のため、多量排出事業者の方へいくつかの届け出を行っていただいています。

- ①「事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書・実績報告書」
⇒毎年4月末日までに提出
 - ②「事業系一般廃棄物管理責任者選任（変更）届」
⇒選任（変更）の日から7日以内
- ※様式は市のホームページからダウンロードして下さい

事業系廃棄物Q & A

Q1 事業所とは？

A1 飲食店、店舗、事務所、病院、デパート、学習塾、ホテル、銀行、公共機関などが該当します。

Q2 少量であれば、一般のごみ集積所に出してもよいのですか？

A2 ごみ集積所は家庭系ごみの集積所です。商店や会社など、事業活動に伴って排出された事業系廃棄物は、量の多少にかかわらず出すことはできません。事業系一般廃棄物の処理の方法は、事業者が自ら市の処理施設に搬入するか、市の収集運搬許可業者へ依頼するなどがあります。

Q3 従業員の個人ごみ（飲食物、弁当容器等）はどのように処理すればよいのですか？

A3 ごみ集積場は、付近の住民がごみを排出するための場所ですので、従業員個人のごみであってもごみ集積所には出せません。事業所から排出する場合、容器等はリサイクルするか、または産業廃棄物として処理してください。従業員個人の飲食物等の残り（残さ）については、事業者が自ら市の処理施設へ搬入するか、市の収集運搬許可業者（産業廃棄物の場合は産業廃棄物収集運搬業者）へ依頼してください。

Q4 マンションなどの集合住宅に店舗を構えている場合、集合住宅のごみ集積所に事業系廃棄物を出してもよいのですか？

A4 集合住宅のごみ集積所に事業系廃棄物を出せません。事業者自らの責任において適正に処理してください。

Q5 事業系廃棄物を取りにきてもらうにはどうしたらいいですか？

A5 市の収集運搬許可業者（産業廃棄物の場合は産業廃棄物収集運搬業者）に処理を委託してください。

白井市環境課

きれいなまちづくり係

住所 白井市復 1123

電話 047-401-5429